

## 理容師法施行令

発令 　　：昭和28年8月31日号外政令第232号

最終改正：平成27年9月30日号外政令第353号

改正内容：平成27年9月30日号外政令第353号[平成27年9月30日]

### ○理容師法施行令

〔昭和二十八年八月三十一日号外政令第二百三十二号〕

〔厚生大臣署名〕

理容師美容師法施行令をここに公布する。

#### 理容師法施行令

内閣は、理容師美容師法〔現行＝理容師法＝昭和三二年六月法律一六三号により題名改正〕（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条〔昭和六〇年七月法律九〇号により全部改正〕第二項、第三条〔昭和三二年六月法律一六三号により削除〕第二項、第四条〔平成二六年六月法律五一号により削除〕、第五条第二項〔平成七年六月法律一〇九号により削除〕及び第六条の二の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 削除〔平成二七年三月政令一二八号〕

（受験手数料）

第二条 理容師法（以下「法」という。）第四条の十八第一項の政令で定める受験手数料の額は、筆記試験については一万二千五百円とし、実技試験については一万二千五百円とする。

（登録等の手数料）

第三条 法第五条の四第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 理容師の登録を受けようとする者五千二百円

二 理容師免許証又は理容師免許証明書の記載事項の変更を受けようとする者三千七百五十円

三 理容師免許証又は理容師免許証明書の再交付を受けようとする者四千百五十円

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第四条 理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

一 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合

二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合

三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

（業務停止に関する通知）

第五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十条第二項の規定により業務停止の処分を行ったときは、厚生労働大臣に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

附 則

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則〔昭和三二年八月三十一日政令第二七七号〕

## 沿革

平成一二年 三月一七日号外政令第六六号〔理容師法施行令及び美容師法施行令の一部を改正する政令二条による改正〕

この政令は、法〔美容師法＝昭和三二年六月法律第一六三号〕施行の日（昭和三十二年九月二日）から施行する。

附 則〔昭和三八年七月一六日政令第二六〇号〕

- 1 この政令中第一条第三号の改正規定は昭和三十八年十月一日から、第二条の改正規定は公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
- 2 第一条第三号の改正規定の施行の際現に厚生大臣の指定を受けた理容師養成施設に入所中の生徒に係る必修の教科課目については、なお従前の例によることができる。

附 則〔昭和四四年六月二一日政令第一七一号抄〕

- 1 この政令は、昭和四十四年六月二十三日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四七年四月二八日政令第一〇九号〕

この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定〔昭和四七年三月条約第二号〕の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則〔昭和五八年一二月一〇日政令第二五五号〕

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び第四条中沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七十条第二項第十七号の改正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則〔昭和五九年三月一六日政令第三一号抄〕

- 1 この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則〔昭和六〇年一二月一二日政令第二九六号抄〕

## 沿革

平成 九年一〇月三一日政令第三二一号〔理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令三条による改正〕

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律第十七条の規定による改正前の理容師法第二条の規定による理容師試験に合格した者については、第一条の規定による改正前の理容師法施行令第五条第五項及び第六項の規定は、平成十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

（学科試験が免除される者及びその免除される期間）

第四条 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第四条第二項の政令で定める者は、同法第十七条の規定による改正前の理容師法第二条の規定に基づき昭和五十九年一月一日から昭和六十一年三月三十一日までに行われた理容師試験の学科試験に合格した者とし、同項の政令で定める期間は、同年四月一日からその者が当該学科試験に合格した年の翌々年の十二月三十一日までの間とする。

附 則〔平成二年八月一日政令第二二八号〕

この政令は、平成二年九月一日から施行する。

附 則〔平成四年一二月二八日政令第三九四号〕

この政令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則〔平成六年七月一日政令第二二三号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成六年一二月一四日政令第三八九号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成九年一〇月三一日政令第三二一号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行する。

(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の理容師法第三条第一項の規定による理容師試験（改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる理容師試験を含む。）の学科試験又は実地試験に合格した者については、第一条の規定による改正前の理容師法施行令第一条第二項及び第三項の規定は、平成十二年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第四条第二項の規定により厚生大臣の指定がなおその効力を有することとされる理容師養成施設については、第一条の規定による改正前の理容師法施行令第一条の二から第三条までの規定は、同項に規定する日までの間は、なおその効力を有する。

附 則〔平成一一年一二月八日政令第三九三号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一二年三月一七日政令第六六号〕

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則〔平成一二年六月七日政令第三〇九号抄〕

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一四年一一月七日政令第三二九号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一六年三月一九日政令第四六号〕

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

附 則〔平成二一年三月二五日政令第五五号〕

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成二三年一二月二一日政令第四〇七号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。〔後略〕

(理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法施行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。

附 則〔平成二四年一〇月一二日政令第二五六号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二六年一〇月二九日政令第三四八号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二七年三月三十一日政令第一二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。〔後略〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則〔平成二七年九月三〇日政令第三五三号〕

この政令は、公布の日から施行する。